

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

- 1 日時
令和4年8月2日（火曜日）
午前10時0分開会、午前11時47分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
菅野ひろのり委員長、高橋穩至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
糠森担当書記、及川担当書記、藤原併任書記、柳原併任書記、金野併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
千葉総務部長、村上副部長兼総務室長、草木法務・情報公開課長、
山田財政課総括課長、加藤行政経営推進課総括課長、和田管財課総括課長
 - (2) ふるさと振興部
熊谷ふるさと振興部長、鈴木副部長兼ふるさと振興企画室長、
木村デジタル推進課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
継続調査（総務部、ふるさと振興部関係）
「庁内のDXの推進と働き方改革の取組について」
- 9 議事の内容
○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。
これより庁内のDXの推進と働き方改革の取組について調査を行います。調査の進め方についてではありますが、執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。
それでは、当局から説明を求めます。

○村上副部長兼総務室長 それでは、お手元に配付しております資料に基づきまして、庁内のDXの推進と働き方改革の取り組みについて御説明を申し上げます。

初めに、2ページをごらんください。こちらは、県庁4階の総務部財政課でございます。職員25名が働く、雑然とした執務室になっておりますが、先月働き方改革の一環としてオフィス環境の改善を図ったところでございます。それが3ページの図でございます。事務機器メーカーの株式会社オカムラの協力によりまして、固定席から職員がどこに座ってもいいフリーアドレス席に変えましたほか、窓際にはファミリーレストラン風の打ち合せスペース、それから中央にはスタンドミーティングスペースなどを設けております。株式会社オカムラは、釜石市に工場がありまして、東日本大震災津波で被災した後も営業継続いただくなど、本県とゆかりのある企業でありますけれども、本年3月に働き方改革やペーパーレスに係る連携協力協定を締結しまして、今回のオフィス改善に結びついたものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。こちらは同じく財政課の中にある予算室という部屋でございます。予算編成する際に各部署の予算を担当する職員と課長等が議論をする部屋で、4ページの写真にかなりの紙の量があるのがおわかりかと思っておりますけれども、人の出入りが多い課、あるいは紙を多く使う課のほうがオフィス改善の効果が波及するのではないかということで、今回財政課でこういう取り組みをさせていただいたところでございます。

5ページが同じ予算室、新しい予算室の写真でございます。書類は一切なくなりまして、ガラス張りになっておりまして、書類は4トン廃棄しております。

以上が県における働き方改革の直近の取り組み例になります。

続きまして、6ページをごらんください。本日の流れについてであります。まずDXに関する国と県の動きにつきまして、ふるさと振興部科学・情報政策室より御説明をさせていただきます。その後、総務部行政経営推進課より、県の働き方改革の取り組みとして、主にデジタルを活用したものを紹介させていただきます。最後に、現在次期行政経営プランの策定作業中ということで、今後どのような視点が必要かについて、現時点の考え方をお示しさせていただきます。庁内DXと働き方改革は、緒に就いたばかりで、我々も手探りで進めている部分もございますので、ぜひさまざまな御意見、御助言等を頂戴できれば幸いです。よろしくお願いいたします。

○木村デジタル推進課長 それではまず、国のデジタル、DXに関する動向について説明いたします。

7ページをごらんください。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染者対策やワクチン接種などにおける行政分野のデジタル化のおくれ、課題が浮き彫りになったところあります。

国では、令和2年12月にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を閣議決定し、

デジタル社会の将来像として、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を示しております。あわせて、デジタル・ガバメント実行計画を閣議決定しまして、国がガバメントクラウドを整備することや、自治体の基幹情報システムの標準化・共通化を加速することが盛り込まれました。この具体的な取り組みについては、自治体DX推進計画を策定し、計画期間は令和3年1月から令和8年3月とすること、システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化など、重点的に取り組む事項などが示されております。

令和3年5月には、デジタル庁設置法など、いわゆるデジタル改革関連法が成立し、その後自治体DX推進手順書が策定され、地方自治体に取り組む事項の標準的な手順が示されたところであります。

8ページをごらんください。その後、昨年12月には、デジタル庁がデジタル社会の実現に向けた重点計画を策定し、デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する方針等が定められました。目指す社会を実現するために、全産業のデジタル化の推進による成長戦略やデジタル化による地域の活性化、デジタル人材の育成、確保が示されています。

また、本年6月には、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた基本方針を閣議決定し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、官民双方で地方におけるDXを積極的に推進すること、構想実現に向けて地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、魅力的な地域をつくるなどの取り組み方針が示されたところであります。

9ページをごらんください。次に、県のDX推進に向けた令和4年度の重点取り組みを御説明します。推進に当たる基本理念として、DXの推進による地域経済の活性化や快適な暮らしの実現に向け、オール岩手で取り組むこと、基本目標として、DXの推進により県民一人一人がデジタル化による恩恵を享受することのできる岩手県の実現を掲げております。

この理念の実現、目標の達成に向けまして、四つの取り組み方針、行政のDX、産業のDX、社会・暮らしのDX、そしてDXを支える基盤整備を掲げ、具体的な施策、事業を推進していきます。このうち行政のDXについては、行政手続のオンライン化や各種事務のデジタル化を推進し、あわせて働き方改革に取り組み、業務の効率化、行政サービスの向上を目指します。

四つの取り組み方針の右側には、今年度の重点取り組みとその体制について記載しております。重点取り組みの一つ目として、本県のICT利活用推進計画の後継計画となります（仮称）岩手県DX推進計画の策定、二つ目としていわてDX推進連携会議を通じた産学官金の連携、取り組みの横展開、三つ目としてCIO補佐官など専門知識や見識を有する方々の参画によるDX推進体制を構築し、取り組みの強化を図っております。

こうした取り組み方針、重点取り組みを通じまして、目指す姿として掲げる誰一人取

り残されない全ての県民がデジタル化の恩恵を享受することができる岩手県の実現に向け、DXを推進してまいります。

○加藤行政経営推進課総括課長 次に、働き方改革について説明いたします。

10 ページをごらんください。県では、より質の高い行政経営を進めていくため、いわて県民計画（2019～2028）のアクションプランとして、令和元年度を初年度とする行政経営プランを策定しております。行政経営プランでは4本の柱を掲げており、このうち三つ目の効率的な業務遂行やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の実現に向け、令和2年度に各部局の副部局長で構成する働き方改革推進会議を設置したところがございます。この会議の下、今後の働き方を見据え、岩手県庁働き方改革ロードマップを令和3年3月に策定しております。

11 ページをごらんください。ロードマップの目指す姿と取り組みの検討方法をまとめたものでございます。目指す姿につきましては、職員アンケートも参考にしておりまして、アンケートにおいて働き方改革の実感を得られるために重要なこととして回答が多かった考える業務に注力できる環境の実現などを掲げております。

また、取り組みの検討方法は、日々の業務改善というよりは、働き方そのものをどう変えるのかのイメージを描き、何に取り組むべきかの視点でまとめております。

12 ページをごらんください。ロードマップになります。縦に具体的な取り組み内容、横に取り組み年度を置いております。取り組み内容につきましては、デジタル活用関連が多く、これまでに全て着手済みでございます。これらの中から幾つか事例を紹介したいと思います。

13 ページをごらんください。まず、押印の見直しについてですが、各部局の報告に基づき、押印を必要とする手続をまとめましたところ、3,629 手続あったところでございます。このうち契約書など押印が必要であるもの、見直しが不可のものが 192 手続ございまして、これらを除く 3,437 手続、94.7%を見直しの対象としております。令和3年度末時点では、3,016 手続、83.1%について押印不要とする見直しを行ったところでございます。これらの取り組みにつきましては、県民の申請など行政サービスのオンライン化、あるいは内部手続のデジタル化の前提となるものと考えております。

14 ページでございます。こちら先日官庁速報に取り上げられました記事を参考につけております。

次に、15 ページをごらんください。職員が日常業務で使用するパソコンの見直しについてであります。以前はデスクトップ型パソコンを使用しておりましたが、ノート型パソコンに更新することとしまして、令和3年2月議会において 5,200 台の財産の取得の議決をいただきました。昨年8月から配付を開始しまして、本年1月に全て配付したところがございます。閉域網と呼ばれる閉じたネットワークと利用職員の認証技術を使うことによりまして、不正アクセスのリスクを抑え、庁外でも庁内と同様の仕事ができる

環境となったところでございます。

次に、16 ページをごらんください。ペーパーレス会議、ウェブ会議でございます。左の写真は、ペーパーレス会議の風景でございます。ノート型パソコンの導入に伴いまして、ペーパーレス会議を基本としており、参加者はパソコンを持参し、ディスプレイで資料を表示することによりまして、コピー等の資料準備の手間を削減しております。

真ん中は、県庁6階にございますウェブ会議室でございます。県庁内の参加者が複数で、参加者の一部が外部の場合に使用しております。ディスプレイ、マイク、スピーカー、これを常設しております、パソコンをつなげれば会議可能となるものでございます。

一番右は、少人数向けのウェブ会議スペースでございます。県庁1人、あるいは外部の人1人の小規模な打合せに使用するものでございます。執務室でのテレビ会議はなかなかやりづらいとの声もありまして、設置しているものでございます。

次に、17 ページをごらんください。電子決裁・文書管理システムについてです。本年4月より試行しております、10月に完全移行するものでございます。一般的に文書事務の流れは、申請などを受領しまして、担当課が到達したことを確認する収受を行い、意思決定の原案を作成する起案を行います。その後、決裁、施行となり、最後に保存となる流れでございます。システムでもこの流れは変わらず、全て電子化されるものでございます。

例えば決裁でありますと、点線箱囲みがございますが、操作画面で承認待ちの文書が表示されまして、決裁者が内容を確認し、承認ボタンを押せば決裁となるものであります。

吹き出しのとおり、さまざまなメリットがございますが、ペーパーレスの効果が大きいところでございます。また、以前国で文書保存が問題になりましたが、このシステムで処理すれば適正に文書管理されることになるものでございます。

18 ページをごらんください。これまで申し上げた働き方改革の取り組みによって、働き方がどう変わるかのイメージでございます。例えば庁外、現場のある職場につきましては、外出時にノートパソコンを携帯すれば資料を持つことなく直行直帰も可能となります。また、復命などは現地あるいは移動中に作成し、隙間時間を有効に使うことができます。さらに、出先で職場にいる上司と打合せをしたいときも、庁内ウェブ管理システムを活用することで可能となります。

スライドの右側でございますが、電子決裁・文書管理システムの活用では、外出時の隙間時間を活用し、起案や決裁などの処理を行うことができますので、職場に戻ったら決裁書類の山だということもなくなります。

以上のように、紙に頼らない働き方は、場所、時間を選ばない働き方につながるものでございます。働き方そのものが変わることが実感できれば、改革の定着にもつながる

ものと考えております。

19 ページをごらんください。こちらは、庁内業務でございます。主に内部調整業務がどう変わるかのイメージでございます。既に総務部で取り組んでおりますが、情報共有や検討はスタンドミーティングで手早く済ませまして、協議の際もディスプレイを活用しまして、その場で資料を固めることを進めております。これらペーパーレス化によりまして、業務時間の短縮につなげることになると考えております。

なお、左の写真は、リコージャパン株式会社岩手支店の写真でございます。リコージャパン株式会社岩手支店は、いわて働き方改革最優秀賞を受賞しておりまして、県と働き方改革・男女共同参画に関する包括連携協定を締結しております。当課でもリコージャパン株式会社岩手支店を参考に、スタンドミーティングなどを取り入れているところでございます。

次に、20 ページをごらんください。次期行政経営プランに向けての今後の視点についてであります。上段、いわて県民計画（2019～2028）では、行政経営の目指す姿にさまざまな主体との協働を掲げております。

下段でございますが、下段は、東洋大学教授で本県の持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会の構成員でもあります沼尾先生の自治体DXに関する寄稿を抜粋したものでございます。この中で沼尾先生は、自治体がDXを進めることについて、アナログな情報をデジタル情報として利活用できる環境を整えることは当然ながら、地域の課題解決に向けて多様な主体が連携、協働できる環境を整え、住民の多様なニーズに柔軟に対応できる環境をつくるのが大事と指摘しております。

21 ページでございます。沼尾先生の指摘を踏まえてのデジタル化の課題と今後の方向性についてでございます。現在県ではペーパーレス化を進めておりますが、なお紙で処理するものが多数ありまして、混在している状況でございます。この点につきましては、まずはデジタル化を一層進めていく必要があると考えております。その上で、デジタル化で効率化できた時間を使って考える時間を確保し、新しい県民ニーズへの対応、あるいはさらなる連携、協働へとつなげていくことが重要と考えているところでございます。

次に、22 ページをごらんください。今後の視点の二つ目でございますが、スライドはことしの春、国の若手職員がまとめた提言、カラフルな公務を目指してから抜粋したものでございます。この提言では、今後公務、働き方がどうあるべきかについて、職員のモチベーション向上が重要とございます。提言には、担当業務以外に業務時間の20%を充てることのできる20%ルールについて、全府省で実践する枠組みをつくるようにといった内容が盛り込まれているところでございます。このような職員のモチベーションを上げる枠組み、仕組みも働き方改革を進める上で重要ではないかと考えているところでございます。

23 ページをごらんください。左のグラフは、本県の職員の年齢構成でございます。近

年、高齢層の職員の割合が高く、若手、中堅職員が企画業務に携わる場面が昔と比べ減っているように感じられるところでございます。こうした状況に対し、昨年度から政策形成、政策提案を行うPOLICON-iに取り組んでおります。POLICON-iでは、若手職員の政策形成能力の向上を目的に、共通のテーマの下で、主査以下、複数所属の職員で構成するチームが県の施策を検討するものでございます。共通テーマを設定することで、自分の業務外の企画に携わる機会をつくるものでございまして、先ほど紹介した20%ルールに通ずるところがあると捉えているところでございます。

なお、昨年度のテーマはサブスクリプションで、47名の若手が参加しております。今年度のテーマは仰天連携ということで、32名の若手が現在参加中でございます。

次に、24ページをごらんください。今後の視点の三つ目でございます。デジタルの世界では、柔軟でスピーディーな意思決定が求められる場合には、PDCAサイクルではなく、OODAループという枠組みを用いることが有効とされております。OODAというのは、右下の図にございますが、Observe（観察）、Orient（状況判断）、Decide（意思決定）、Action（行動）の頭文字をつないだ言葉で、PDCAと異なり、計画を立てるステップがないため、スピーディーな意思決定が可能になるとされております。行政経営プランでは、さまざまな主体との協働を掲げておりますが、特に民間との協働はあらかじめ計画を立てることが難しく、今回の株式会社オカムラによる財政課オフィス改善のように、先方との話が盛り上がったときにタイミングよく柔軟に対応することが求められると考えております。

こうしたことを踏まえると、さまざまな主体との連携を一層進めていくためには、OODAループも参考にしながら、迅速な意思決定、そしてスピーディーな仕事につなげていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

最後、25ページでございます。今年度で第1期行政経営プランが終了いたします。令和5年度以降の働き方改革の具体の取り組みや、次期行政経営プランの策定過程において検討することになりますが、まずはデジタル化による業務の効率化や、考える時間に注力できる環境の整備のほか、職員のモチベーション向上、タイミングを外さない、時宜を得た官民協働などを進めながら、次期行政経営プランにつなげてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○城内よしひこ委員 こういう環境になって、若い方々も含めて反応はどのような感じですか。

○加藤行政経営推進課総括課長 先ほど働き方改革を進めるに当たって職員アンケートを取ったと申し上げましたが、実はことしもいろいろ環境の整備が整った後に職員アンケートを取っているところでございます。今まさに集計中でございまして、それを見て

からということになります。前の働き方改革ロードマップをつくる時のアンケート結果では、県庁の働き方改革が進んでいない、あまり進んでいないと感じる方がたしか4割あったかと思しますので、その辺りが今回どうなっているかが注目される点ではないかと考えております。

○城内よしひこ委員 働き方改革でこういうことをやっていくのは、もう至極当たり前の流れではあると思っています。ただ、その中で、仕事の相手がパソコンになりがちになるのではないかと思うのです。基本的には、人と人とのコミュニケーションがベースにしっかりとあってこそそのツールだと私は考えているのですが、コミュニケーションの取り方は、どういう形で補っていくのか、取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

○加藤行政経営推進課総括課長 コミュニケーションの醸成、まさにそのとおりでありまして、DXでどのようにそれを確保していくかは、我々も今課題として考えているところでございます。ただ、今の働き方改革の考え方としましては、まずは効率化できるところをどんどん効率化していこう、そこで考える時間、あるいは県民とじかに接する時間をつくっていこうという次のステップが、そこを目指しているところもございまして、何とかまず効率化して、そういった時間を確保して、よりよいサービスにつなげていきたい、そのように考えているところでございます。

○城内よしひこ委員 今もお話がありましたけれども、県庁の皆さんにとって最大のお客様は県民ですので、県民に対する向き合い方が大事ではないかと思っています。よくパソコンが導入されたあたりには、役所に行くとは本当に仕事しているのかと、パソコンばかり見ているという話がありました。でも、それが今は定着して、効率化が図られて、成果が出てきていると思っていますので、そういった点と相反するわけではありますが、やはり対人、フェース・ツー・フェースというのも実はやはり大きな役割だと思っています。ここにもOODAの最初のOの部分もそうなのだけでも、しっかりと見ている間に判断もできるように、最終的には人が判断することになると思うので、ぜひそういう精度の高さも働き方改革の中で目指すべきではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○千葉総務部長 御指摘のとおりだと思います。私たちが県庁に入ったときも、今でもそうだと思いますが、足で稼げと教わって、県職員として過ごしてまいりました。今、若い人がそういうところが弱いという指摘も中にはあるわけですが、私たちも職員と面談する機会などでいろいろ話したりすると、やはり直接会って話をするといいよねというところは、職員にも伝わる場所があると思っております。そういう機会でもいろいろ話をさせていただいたり、県民に対してはますます重要なことではないかと思っております。

働き方改革も私たちのワーク・ライフ・バランスという面もありますけれども、その先にあるのは、やはり県政発展と県民福祉の向上が私たち県職員の使命だということ

忘れずに、職員に対してはそういった形で、これを進める一方でまたそういったコミュニケーションや、その先に県民の幸福があるのだといったあたりをしっかりとやっていきたいと思えます。

○飯澤匡委員 きょうの報告で、前向きにすぐ実行に移していらっしゃることは、本当に評価をしたいと思っています。

先ほどの城内よしひこ委員の質問とも重複するのですが、問題解決のために時間を短縮してできる、そういうシステムをつくることは大事なのですが、一方で今若い人たちに欠けているのは、思慮深く、深く物事を考えて総合的に判断する力だと思うのです。デジタル化のいわゆる負とは言わないけれども、それと同時に欠落していく部分だと思うのです。これは社会全体的にそういう傾向があるけれども、要するに読書量が足りなくなったり、一つの問題に当たったときに、ここを解決するためにどのような方策や社会的背景、裏づけなど、回り道だけれども、こうやったほうがいいのではないかということも非常に大事なわけです。

だから、決裁の方法などミーティングの時間を無駄なくやることはもちろん大事なことですけれども、一方でそういうトレーニングも大事にしていかないとだめだと思うのです。特にきょうのグラフを見ても、20代後半から30代の職員がものすごく少ないですよ。ここの人たちが将来幹部職員になったときに、どういう思考、考え方でやるかは、私は人材教育の中で非常に重要な部分だと思うわけです。この少ない人たちがいかに自分の能力をうまく発揮できるか。ややもすると、今の時代傾向からいくと、非常にストレスを感じて、さらには辞めてしまうなど、そういうことになってしまっているといけないので、そこをしっかりと支えていくシステムを考えていただきたいと思えます。

もう一つ、デジタル社会・DX推進調査特別委員会で群馬県庁へ行きました。ここは、民間から司令塔を呼んで、全庁に行き渡るDXの推進を図ろうとしている。きょうは総務部中心にお話しいただきましたが、もっとやらなければならない部署はいっぱいあるわけです。特に、名前挙げさせていただくと農林水産部などは、人がいっぱいいる割にはあまり効率的ではないような印象を受けます。これをどうやって全庁的に解決していくかは、総務部が現在主体となってリードしていくのでしょうかけれども、私はCIO補佐官、このポジションだけでは、全庁的に行き渡るのかという印象があるのですが、恐らく群馬県の例も皆さん方は勉強していると思うので、全庁的に行き渡らせるために、岩手県としてはどういうやり方で進もうとしているのか、その点をお伺いします。

○千葉総務部長 飯澤匡委員からの御指摘で、思慮深く総合的に考える力、そういったことに欠けるのではないかというのは、私もそのように感じております。こういうデジタル化をやると、どうしても視覚的なところに寄ってしまって、考える力が失われていくというのはそのとおりだと思っていて、そこはしっかりしなければいけないと思っております。

先ほど御指摘いただいた 23 ページの職員構成もですけれども、御指摘のように少なくなっているところが問題である点と、加えて、この機会にあえて申し上げれば、多いところの世代が例えば 40 歳以上の方々になると、その方々は介護など、そういったところにどうしても生活の中で心を配らなければいけないなど、若い方々であれば女性職員方はすごく 20 代がふえていますけれども、出産というような課題もあったりして、これは男性も育児に携わらなければいけないところでもありますけれども、年齢構成ごとにより対応しなければいけないということを私たちも受けとめております。

特に御指摘の年齢層の少ないところが将来 10 年後に、10 年たたないかもしれませんけれども、担当課長、総括課長クラスになったときに、県のマネジメントはどうするのだと、技術の継承みたいなのはどうするのだというところは本当に課題だと思っていて、例えば技術職員の技術の継承については、今内々に、担当技監などそういった方々を集めて、採用のところから研修、育成をどうしたらいいだろうかということで、各部局だけでなく、それを持ち寄って、いい事例などを横展開するといったことを始めているところです。問題意識、危機感については、飯澤匡委員御指摘のとおりでありますので、今後職員研修、それから採用方法、いろいろなところでしっかり考えていきたいと考えております。

○加藤行政経営推進課総括課長 御指摘いただきました庁内、全庁にどう技術を広めるかについての課題でございます。行政 D X のステップというのがありまして、一つ目は紙からデータに変えるところで、まさに本県の現状はまだそこからと。二つ目に行きまして、今度はデジタルによりまして意思決定なり業務のプロセスを変えるもの、三つ目のステップがデジタルによって新しい価値を創造すると言われております。我々はまだまだ第 1 のステップの段階にありまして、恐らく全庁に D X を浸透させるとなると、第 3 のステップまで行った上で、例えばデータ利活用をしまして、きちんとした合理的な施策を立案するなど、そういったところまで目指していく形になろうと思っております。ただ、現状はまだ働き方改革にとどまっているところがございまして、そこは今後他県の例なりを聞きながら、何とか全庁に行き渡るような形で進めていければと考えています。

○高橋こうすけ委員 私は、ハード的な部分で質問と確認をさせていただければと思うのですが、デスクトップからノート型パソコンへ移行した際のモバイル閉域網を使っているということでございますが、いわゆる S I M カードをパソコンに挿してやるということでしたけれども、これは出張、外出時、在宅勤務でも外で使えるものとして非常に便利なものとは思っております。

ただ、職員の方々にノートパソコンを持っていただいて、皆さんその S I M カードを使っている中で、どうしても外に持ち出してしまっているのも、もし紛失してしまった場合や盗まれてしまった場合は、非常に大変なことになりかねないリスクになると思う

のです。そういったところの管理のあり方も検討していかなければいけないと感じていたのです。その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○加藤行政経営推進課総括課長 ノート型パソコンの庁外の持ち出しの管理であります。基本的に持ち出すときには管理簿をつくっております。誰が持って帰っているか、あるいは出張に持っていくかはわかる状態にしております。

また、仮に盗難などがあった場合に、遠隔でデータを消せるようにしております。そこでリスク管理をしている状況です。

○高橋穩至委員 最初の事務所のビフォー・アフターの写真が4枚ほどありますけれども、イメージがつかめなかったもので、できれば人がいて運用している写真があればよかったと思っています。ロードマップのところで、完全移行はことしの10月ですね、もう間もなくですけれども、この完全移行は、財政課だけなのか、それともほかのところも完全移行していくのか、スケジュール感がわからなかったもので、どういう形で進めているのか。

あと、何トンか書類を廃棄したということですが、私たちもそうなのですが、端末一つで作業しようと思っても、一緒に見たい資料がたくさんあるとき非常に大変なのです。パソコンを2台使ったり、3台使ったりするのですが。特に打ち合わせながら予算編成するやり取りの場合に、実際どうなのでしょう、その作業の経過はどうか、教えてもらえればと思います。

○加藤行政経営推進課総括課長 財政課のオフィス改善についてでございますが、こちらは試行的な取り組みとしまして、ロードマップ上で申し上げますと、フリーアドレスというところで、4月から試行して拡大していくところの、試行をまず我々、行政経営推進課がやります。7月に大規模にやった財政課が拡大のところでございます。現状はまだですので、拡大といたしましては財政課のところにとどまっている現状でございます。

○高橋穩至委員 いろいろ打合せするときに複数の資料で打合せすると思うのですが、そういった仕事の仕方も変わってくるのではないかと。

○加藤行政経営推進課総括課長 まさに仕事の仕方がどう変わるかについては、今回のオフィス改善の目的の一つでありまして、仕事がいろいろ集中したり、あるいは議論したりなど、そういう1日の中にさまざまな時間がありますが、それに合わせた形で働く場所、執務室内で机を変えていくのは、今回のオフィス改善モデルの狙いの一つでもございまして、そういった観点で改善したものでございます。

○工藤大輔委員 何点か聞かせてもらいたいと思います。

県庁のDXを進めるに当たって、二つの部が中心となっているわけですが、副知事がトップで、そして外部人材、CIO補佐官等から意見をもらいながら進めていくことで、これは全国的な進め方なわけですが、司令塔がどこかといったときに、全般的な

ものについてはふるさと振興部、実動部隊とすれば総務部かと思うのですが、どこが推進力となるのかといったあたりがはっきりしないと思いますし、副知事が先頭に立ってどこまで進めているかが見えていないのです。その辺について、まず説明してください。また、岩手県の場合、全国に比べて、先進的でもなく、着実に全国の大体平均的な流れで進んでいくと。ただ、岩手県のような中山間地であったり、人口減少が進んでいる地域でDXを進めることによって、より効果が発揮できる分野もあるわけですが、特徴がなかなか見いだせていないと思うのですが、今後これについては、どのように進めるのか伺います。

○木村デジタル推進課長 まず、一つ目の御質問でございますけれども、DXの推進役はどこなのかと、誰なのかでございますが、これにつきましてはCIO、八重樫副知事をトップとしまして、今年度から外部人材4名を任用し、体制を構築して進めております。

当ふるさと振興部と総務部、ふるさと振興部は県全体のDXを推進するためのオール岩手の取り組み、そして総務部は庁内のDXということで、それぞれが両輪となって進めているところでございまして、当然そのトップにはCIOがいる。そして、CIO補佐官にいろいろな、技術的な助言もございまして、大きな施策を進めていくためのアドバイスをいただいております。他県のやり方等を見ますと、強力でDXを推進する顔となるような方を立てるやり方もございまして、本県の場合にはしっかりと両輪、そしてトップがいて、いろいろと助言いただける外部人材、有識者の方々と連携して取り組んでいる状況になっています。

○熊谷ふるさと振興部長 いわゆる岩手県の特徴といいますか、DXを進める上で、工藤大輔委員がおっしゃられたとおり、やはり広大な県土でございますので、なかなか距離的、時間的な部分で難しい部分等あったわけですが、DXを進めることによって、岩手県でもできると、距離が障害にならないことになりますので、全県的にDXを進めまして、そういった新しい創造的な仕事ができる岩手県をつくってまいりたいと思っております。

そうした意味もございまして、DXの推進連携会議がございまして、できれば、そこで異業種の方にいわゆるタグを組んでいただいて、DXを活用したイノベーションを新しく起こしてもらいますとか、そういう動きを何とか生み出していけるように、取り組んでまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 他県の取り組みでも、例えば愛媛県は特徴的な進め方をして、かなり先行して進んでいた県かと思っております。それぞれ成果も出しているのですが、例えば予算編成、ことしも四つの柱DXの分野も明確にわかりやすく示されてはいたけれども、普通というか、この分野で特に成果を出したいなどが、よく見えないのです。成功事例等を結びつけることによって、DXの取り組みの推進力になると思うのですが、そういったものがなくて、大体少しずつ、どの分野も少しずつみたいな形で進んでいると、こ

こが目指すところだということになかなか見えていない、取り組む人たちも見えていないのではないのかと、見えにくいのではないかと思うのですけれども、そういった点においてはもう少し特徴づけた取り組みがあってもいいと思っています。今後予算編成等において、考えていただき、岩手県のDXをどう進めるのかというところの、柱となるようなものがあつたほうがいいと思うので、それは指摘したいと思います。

DXを進めるに当たって、ワープロからパソコンになったときに、併用しながら業務をして、当時議会でも度々指摘されていた時期があつたことを思い出しました。恐らく今回も紙からペーパーレスに移行する段階では、業務においてどうしても慣れなかったり、非効率になってしまう時期があると思います。そういったところをどう乗り越えていくかについて、その進め方、基本的な考え方を教えてください。また、全体的にこのDXが完全移行するのは、いつごろを想定して進めているのか伺いたいと思います。

○加藤行政経営推進課総括課長 庁内DXの関係でございますが、紙からペーパーレスに現在移行期にあるということで、どのように乗り越えていくかでございますが、18ページでございますが、紙に頼らない働き方というのは、時間、場所の制約がなくなるということを職員に実感してもらうことが大事だと考えております。出張の際などや、自宅で仕事するといった際に、そういった紙ベースではない働き方のよさをまずは実感してもらうことが重要と考えているところでございます。

○木村デジタル推進課長 いつをゴールにするかでございますが、やはりDX、デジタル技術というものは、次々に新しいものが出てきております。そして、新しい取り組みが出てきております。それにすぐに飛びつくのもなかなか難しく、やはりいろいろな事例を集めながら進めていくことが地に足のついた取り組みということで進めているところでございますが、今年度本県のDX推進計画の策定を年度末を目指しまして、今全庁的に取り組んでおります。その中で、行政のDXについても当然四つの取り組み方針ということで大きな柱となっておりますので、この中で目指す姿、そして将来像をしっかりと設定しながら、取り組みをしっかりと位置づけた計画にしていきたいと思っております。

なお、この計画については4年間の計画として策定するものでございまして、令和5年度から8年度までの計画ということで進めておりますので、当面はそこまでの期間にどのような姿を目指すかということ念頭に進めてまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 技術が変わるのはそのとおりです。どんどんブラッシュアップしていきながらなのでしょうが、私が聞いたのは、今先行してやっているものが、いつぐらいまでに全体に浸透するのかと、そういった時期はいつごろかということです。

それと、最後なのですが、教育委員会の関係は別ということで載せていないのだと思うのですけれども、教育においても効果的な活用の仕方、あとは産業分野において、例えば農林水産の分野についても、今後どんどん入っていけるような形でスピードアップしながら進めていくべきだと思います。内部の仕事のやり方を変えるというのも一つな

のですけれども、農林水産分野、教育分野について、かなり進んだ取り組みを期待したいと思います。

○加藤行政経営推進課総括課長 ペーパーレスの移行時期でございますが、一つの目安としましては、電子決裁・文書管理システム、これが10月から本格運用ということでやっておりますので、ここが一つの変わる境目かと見ております。ただ、実際やってみた後に、どうしてもやはり紙でないとというのも残ってくるかと思いますが、そこはやりながら整備をしていくという、そういう対応になろうかと思っております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって庁内のDXの推進と働き方改革の取組について調査を終了いたします。

この際、執行部から個人情報保護条例の改正についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○草木法務・情報公開課長 個人情報保護条例の改正について御説明を申し上げます。

お手元にお配りしております個人情報保護条例の改正についてと題する資料をごらんください。説明は、お手元の資料に沿って行わせていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨、法の目的の変更についてであります。デジタル社会形成整備法により、個人情報関連三法が個人情報の保護に関する法律に統合され、同法が令和5年4月1日に地方公共団体にも適用されることに伴い、本県の個人情報保護条例を改正しようとするものです。

平成27年の個人情報保護法の改正により、法律の目的規定が改正され、個人情報保護の配慮事項として、個人情報の活用が新産業の創出、活力ある経済社会、豊かな国民生活実現に資するものであることが規定され、保護することのみでなく、活用することが法の目的に加えられました。その後、個人情報保護法の改正により、この法律が地方公共団体にも適用されることとなりました。このような事情から、個人情報の活用という観点が条例改正のポイントとなります。

次に、2の条例改正の経緯・背景についてであります。まず(1)の地方公共団体の制度運用に対する国の動向等についてですが、現行制度では適用を受ける者ごとに三つの法律に分かれ、地方公共団体の条例もそれぞれ異なるものとなっております。

ポツ2に移ります。先ほど個人情報の活用のお話をさせていただきましたが、個人情報保護とデータ流通の両立など、我が国の成長戦略への整合の要請の高まりを受け、個人情報保護制度についての全国的な共通ルールを法律で制定し、国がガイドライン等を示すことにより、的確な運用を確保することとされました。

次に、(2)の国の制度見直しについての概要についてですが、資料の右側の図により説明させていただきます。右側の図をごらんください。左側の図が現行制度となっております。

りますが、国の行政機関、地方独立行政法人、民間事業者に適用される法律がそれぞれありまして、さらに地方公共団体がそれぞれ条例を定めているため、ルールが統一されておりました。これが法改正により、右側の図のように3本の法律が1本の法律に統合し、地方公共団体に対しても統合後の法律に行政機関等の共通ルールとして規定するとともに、新法全体の所管を個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。

次に、(3)の条例による新法の規定の変更の許容性についてです。資料は、左側の(3)をごらんください。先ほど新法全体の所管を個人情報保護委員会に一元化すると申しましたが、この個人情報保護委員会がガイドライン等を示し、行政機関等による個人情報の保護措置については新法により規律され、一部の事項を除き条例による上書きが許容されないことになりました。

これまで個人情報保護制度につきましては、地方公共団体が手厚く請求権を認め、または保護措置を講じてきたところですが、このようにデータ流通の促進が法の目的に加えられ、そして国の委員会が地方公共団体を監視する制度に移行することに伴い、県の独自請求権や保護措置の取り扱いが条例改正の課題となると考えております。具体的な課題は、次ページにて御説明いたします。

それでは、条例改正の主な論点に移ります。資料は2ページ目をお開きください。大きく分類しますと、論点は(1)の本県独自の請求権等の取り扱い、二つ目の本県独自の保護措置の取り扱い、1ページおめぐりいただきますと次の課題がございますが、(3)の開示等の手続の取り扱い、(4)の議会条例との調整の四つであると考えております。

それでは、2ページにお戻りいただきまして、論点1の本県独自の請求権等から御説明いたします。アの死者に関する情報についてですが、本県を含む多くの自治体では、遺族に対して死者の情報の開示請求や訂正請求を認めているところですが、改正法の欄、チャートの改正法の欄に記載がございますが、個人情報とは法の定義において、生存する個人に関する情報に限られ、死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないとされました。このことを受けて、死者情報について個人情報とは別制度として、引き続き請求権を認めていくことが可能かどうかについて今検討しているところです。

次に、イの是正申し出制度と口頭開示請求についてですが、これらも県の独自制度として認めてきたものですが、改正法の欄に記載のとおり、これらを条例に規定することは、法の趣旨及び解釈等に照らして許容されないとしております。このことを受けて、県では、要綱等による任意の制度として維持することの可否及びその場合の課題について検討しているところです。

次に、論点2の本県独自の保護措置等に移ります。まず、アの要配慮個人情報の収集の原則禁止などの四つの本県独自の保護措置についてですが、これらは個人情報の慎重な取り扱いのための措置なのですが、法適用により措置が緩和され、または規定を設けることが許容されないとされました。主な論点に記載のとおり、特段の措置を講ずるこ

となく新制度に移行した場合、保護水準の低下を招くおそれがあるため、課題に対応した措置を検討するところです。

次は、イの個人情報保護審議会等の統合についてです。先ほどの項目とも関連するのですが、現行制度では、県独自の保護措置に係る判断については地方公共団体の審議会の審議事項としてきたところですが、改正法の欄に記載のとおり、地方公共団体の審議会への諮問は、法律において特に必要な場合に限定され、個別諮問事項を条例に定めることは許容されないとされました。しかし、主な論点の欄に記載がありますとおり、個人情報保護制度の適正な運用の確保のためには、審議会機能の維持を検討する必要があると考えておまして、相互に関連します審査会との統合も含め検討しているところです。

次に、論点3の開示等の手続について御説明いたします。アの開示等の決定期限についてですが、現行条例では、開示請求があった場合の開示の決定期限を15日以内と定めているところですが、新法では、条例において30日以内の期間を設定することが許容されておりますので、現行制度における運用や実績を踏まえながら、適正な期間について検討しているところです。

次に、イの手数料についてですが、現行条例では、開示手続に当たり、手数料ではなく実費を徴収しておりますが、新法では、法の規定により実費の範囲内で条例で定めるところにより手数料を徴収することとされたため、手数料を定める必要があると考えております。手数料化に当たっては、現行制度における運用、実績、その他国や他の都道府県の実施状況を踏まえ、適切な額を設定する必要があると考えております。また、行政機関等匿名加工情報に係る手数料については、新設の手数料となるため、国が政令で定める手数料を参考としながら適切な額を設定したいと考えております。

最後に、4の議会条例との調整についてですが、御案内のとおりとは存じますが、現行制度では、議会は県の個人情報保護条例の適用を受けておりますが、新法では、法の適用を受けず、独自に条例を定める必要があることとされました。このことを受け、主な論点の欄にも記載のとおり、県としては県の一体的運用を確保するため、条例制定に向け、相互調整しながら検討を進めていく必要があると考えております。

資料にはございませんが、最後にスケジュールについて補足させていただきます。先ほどの説明のとおり、条例は令和5年4月1日に施行する必要があると考えております。この条例改正は、請求権など県民の権利、義務にかかわる条例改正であるため、12月議会に付議し、周知期間を設けたいと考えております。また、県民の権利、義務にかかわるため、パブリックコメントも必要となりますので、その実施についても追って御報告させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○和田管財課総括課長 県庁舎の現状について、お手元の配付資料により御説明いたし

ます。

1の県庁舎の概要ですが、現庁舎は昭和40年4月の竣工で、築57年経過しており、鉄骨鉄筋コンクリート造の知事局棟、鉄筋コンクリート造の議会棟及び渡り廊下棟の3棟構造で、延べ床面積は3万7,639平米となっております。

2の県庁舎竣工からの制度改正等の経緯でございますけれども、竣工から16年経過した昭和56年、宮城県沖地震の被害を契機に建築基準法の耐震基準が震度6強から7程度の大規模な地震動で倒壊、崩壊しない新耐震基準に改正されたところでございます。

その後、平成7年には、阪神・淡路大震災で旧耐震基準の建物が倒壊、崩壊した被害を受けまして、耐震改修促進法が制定され、多くの人が集まる一定の建築物のうち、新耐震基準に適合しないものについては、耐震診断と耐震改修が努力義務化されたところでございます。これを受けまして、平成9年に県庁舎の耐震診断を実施しております。詳細は、この後御説明いたします。

その後、都道府県耐震改修促進計画の策定が義務化されたことを受けまして、平成19年には岩手県耐震改修促進計画を策定しております。この計画の対象となるのは、階数3階以上かつ延べ床面積1,000平米以上の県有庁舎でございます。県有庁舎は県庁舎と地区合同庁舎合わせて21棟あり、現在県庁舎を除く19棟で耐震化が終了し、耐震化率は90.5%となっております。

その後、築50年を経過した平成27年には、劣化診断を実施しております。これにつきましても詳細はこの後御説明いたします。

最後に、令和2年に県庁舎の個別施設計画の策定に合わせ、執務環境調査を実施しております。これについても詳細は後ほど御説明いたします。

資料の2ページをごらん願います。3の調査診断の状況でございます。まず、耐震診断でございますが、向かって右側、調査等結果の欄をごらんいただきたいと思います。一番上の丸です。建物の耐震性能指標、これは建物が保有する水平耐力の値でございますけれども、知事局棟で0.67、議会棟で0.91となっております。下のほうに書いておりますけれども、共に基準の0.5以上1.0未満で、地震の振動及び衝撃に対し、倒壊または崩壊する危険性があるという結果でございます。

次に、県庁舎は高層建築物であることから、あわせて構造計算を行っておりますけれども、その結果では、震度6弱から6強程度の地震動で建物の柱やはりなどの構造体に損傷が見られ、修理をしなければ使用できない程度の中破以上の被害が生じるものの、崩壊する危険性は低いとなっております。

さらに、建物の重要度に応じた構造耐震計算をしておりますけれども、県庁舎は耐震安全性の分類で、大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加え、十分な機能確保が図られているI類防災拠点に当たるということでございますから、通常の建物の1.5倍の強度を求められております。した

がいまして、最終的には目標耐震性能値 1.0 に対しまして、知事局棟は現在 0.45、議会棟は 0.61 という診断結果でございます。

次に、劣化診断の結果でございます。劣化度については、躯体は部分的にコンクリートの中性化が進んでいる箇所がございますけれども、その診断時点でおおむね 50 年以上は使用可能であること、そして設備の劣化が進行し、推奨更新年数を超える設備が多数あり、総合的改修が必要であること、設備機器のエネルギー消費量が基準値の 1.8 倍となっている、そのような調査結果が出ております。

さらに、法律等の改正により、現行法の基準を満たしていない設備等が多数あるということですが、これらについては建てかえや大規模改修等の際に法律に適合させる、いわゆる既存不適格に該当しております。

最後に、執務環境調査の結果でございますけれども、執務室内の面積不足で狭隘な状態であり、総務省の起債の対象となる調査面積と比較しても、現在の庁舎は 2 万 2,000 平米不足していることのほか、現庁舎は柱の位置が悪くて、構造上どうしても面積効率が上がらない。理想的なオフィス環境を実現するには、さらに知事局棟を上には伸ばして最低 17 階建てにする必要がある。そのような調査結果が出ております。

資料の 3 ページをごらん願います。4 のこれまでの耐震診断結果から見た県庁舎の現状をまとめてみますと、まずは耐震診断からは、震度 6 弱から 6 強程度の地震には耐えられるということでございます。ただし、上記地震で中破以上の被害が生じるが、崩壊する危険性は低いが、防災拠点としての基準は満たしていないということでございます。

そして、加えまして、震度 7 の地震が 2 回来た熊本地震の国の調査報告書を見ますと、いわゆる旧耐震基準の鉄筋コンクリート造建築物の 7 割に被害が生じ、うち 2 割が倒壊しているということでございます。したがって、このような大規模な地震が再度あった場合、何らかの被害が生じる可能性があるのではないかと考えられます。

次に、劣化診断からは、当時からまた時点が進んでいますので、躯体自体は今後、今からですと 40 年程度使用できるということでございます。ただし、設備の経年劣化は特に深刻な問題でございまして、施設として機能しないことも想定され、これについても近々の総合的改修が必要であるということのほか、やはり現在の基準を満たしていない設備等が多数、そして設備機器のエネルギー消費量が現行基準値の 1.8 倍消費している状況でございます。

そして、最後、執務環境調査からは、他自治体や総務省基準と比較しても、執務室内の面積不足で、県庁舎は狭隘な状態であることが言えるところでございます。

その他でございますけれども、県庁舎が立地するエリアは、昭和 32 年に内丸団地として一団地の官公庁施設に都市計画決定されております。一団地には、官公庁施設のみの設置が可能で、建蔽率 40% 以下、容積率 100% 以上の建築制限がございまして。現在の県庁舎、容積率そのものは 100% を超えていますので問題ないものの、建蔽率がもう 40%

近くであり、現在の面積以上の増築は困難な状況でございます。また、高さは、建築基準法で知事局棟は屋上まで高さが今のところ約 42 メートルですけれども、これについても建築基準法による高さ制限のほぼほぼ限度に近いということで、先ほど申し上げました 17 階建てでも、なかなか実現困難なところでございます。

5 の今後の対応ですが、これまでの調査診断のうち、平成 9 年度に実施した耐震診断結果では、震度 6 強程度の地震で崩壊する危険性は低いと評価されているところでございますが、平成 9 年の調査でございますので、それから 25 年経過し、その間、東日本大震災津波を含めて震度 5 を上回る大きな地震に複数回見舞われております。庁舎の耐震性能に一定の影響があることも考えられること、それから耐震技術も大きく進展していること、そういったものも踏まえまして、改めて耐震診断を行い、その結果を踏まえ、建てかえや改修など、今後の県庁舎のあり方を検討する必要があると考えております。そのため、耐震診断に要する経費を 9 月補正予算に計上する見込みで現在準備を進めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○飯澤匡委員 県庁舎の現状について説明がありました。いろいろな防災上の問題も報告を受けましたけれども、DXの説明を受けてからこれを受けると、面積が狭く 17 階というのは、非常に矛盾感もどんどん沸き立ってくるのです。9 月定例会で補正予算を出すと言うけれども、今後のあり方、県庁としての司令塔などのあり方も含めて、かなり多面的な検討が必要ではないですか、私はそう思うのですけれども、そういう検討はなされるのかどうかまずそれをお伺いしたいと思います。

民間の大きな上場企業なども、オフィスに関しては、会社に来なくてもいいように、そういう動きが強まっているし、これが正解かどうかわからないですよ。だけれども、では岩手県としてそういう方向性を目指すのか、目指さないのか。既存の考え方で進むと 17 階建てみたいな話になってしまうけれども、そうではなくて、次の時代に合わせたやり方というのも絶対検討すべきだと思います。その点は検討しているのかどうかお伺いします。

○和田管財課総括課長 多面的な今後の県庁舎のあり方の検討でございます。先ほど申し上げましたとおり、耐震診断に係る経費、これを現在 9 月補正に計上するよう作業を進めておまして、補正予算がお認めいただけるのであれば、おおむね年内の調査着手に向けて準備を進めていきたいと考えております。

まずは、その耐震診断において、現在の県庁舎の強度などを科学的に明らかにすることによって、耐震改修や建てかえ、そういった判断、そして財政面での検討、そういったものを建てかえた場合と比較検討の上、総合的に検討していく必要があると思います。

飯澤匡委員から御指摘がございましたように、本日御説明しましたDXの関係もございます。そういったものも現在県庁内で進められておりますけれども、基本的にはまず躯体、現在の庁舎がどの程度もつかというところから、どのような補強が必要か、そして執務スペースの影響や費用など、そういったものを検討して、さらにどの程度DXに応じたスペースが必要かということも含めて、建てかえと耐震改修、そういったものを多面性を持って検討していきたいと考えております。

○**飯澤匡委員** 私の質問は次元が違うのだよね。躯体の現在の状況をもう一回調査して、その結果を踏まえて考えていくのではなくて、それをもっと超越した考えで、これからの庁舎のあり方を聞いているので、そこは千葉総務部長、お願いします。

それで、今回の県庁舎の建てかえ問題、きょうは現状の状況について説明がありましたけれども、にわかに県知事が記者会見で言ったのが発端なのですよね。6月定例会でもたくさんの議員から質問が寄せられましたけれども、いわて県民計画（2019～2028）の長期計画の初年度にものっかっていなかったような、多大な費用がかかるものが中途で出てくるのは、非常に違和感があるわけです。今回の知事発言で急激に浮上してきたというのが、恐らくこれが真実だろうと思うのです。議会としても説明を受けていないわけで、長期計画の検討の際、議決された中で決まっているわけですから、そこから建てかえになった場合に費用をどうやって捻出するのか、基金造成もいまだにやっていない状況でというのは、こういうやり方が何かまかり通ると、議会としては非常に捨ておかれたような感じになっているわけです。これは感想です。これから大きな議論になっていくと思いますが、いずれ我々は長期計画を議決した中で、こんな大きな問題が今ごろ出てくるのは、何回も言いますけれども、非常に違和感を禁じ得ないと、これだけは申し上げておきます。

全体的に県庁舎の近未来を先取りする形でやるということになると思うのですけれども、今の一般社会の民間の情報、情勢を見てそこら辺もしっかり検討をしていかないと、県民に対しても説得力がないと私は思います。お金がかかりつつ、やはりやらなければならない、建てかえなければならないですねというロジックではもう通じないと思います。あなた方、さっきやったDXのやり方と全然違うわけだから、そこはきちんと説明してください。

○**千葉総務部長** 今御指摘の県庁舎の関係でございますけれども、先ほど和田管財課総括課長からいろいろお話しさせていただきましたけれども、県庁舎を仮に耐震診断しますが、使えるという場合に何年使えるのか、それはどのくらいの面積で使えるのかといったようなこともあろうかと思えますし、それから建てかえる場合にでもどのくらいの規模で、どこに建てるのかといった多角的なところが必要かと思えます。

ただ、建物を建てるだけではなくて、御指摘のとおり、例えばDXの進展といったようなこともありますので、オフィスが今のぐらいの大きさが本当に必要なのかと、ある

いはNTTだったと思いますけれども、もう基本的に出勤しないといったようなやり方をしている企業もありますので、我々の働き方というか、どう公務に携わるべきなのかといったところを多角的に考えなければいけないと我々も考えております。

そういったことでありますので、これから耐震診断の予算を提出させていただくことをきょう御説明申し上げましたけれども、そこからおよそ7カ月かかることであります。それで、耐震診断の結果が出てからすぐということではないかもしれませんが、我々も多角的にそういった今お話ししたようなところをしっかりと検討して、県民の皆様とも、それから議会の皆様とも、いろいろ相談させていただきながら進めさせていただきたいと考えております。そういった形で今後進めてまいりたいと思います。

それから、いきなりだったのではないかといたお話でございますが、6月定例会でもさまざま御質問いただきまして、答弁させていただきましては、きっかけとなっておりますのは、やはり内丸の将来ビジョンといったようなことで、盛岡市との関係もございまして、今盛岡市が中心となって盛岡市の将来を、内丸地区の将来を検討させていただいております。我々も内々ではございますけれども、問題意識は常に持ってやってきたところでありまして、耐震診断の結果が25年たってしまったとか、いろいろな状況を踏まえて、今回打ち出させていただきまして、今後、飯澤匡委員の御指摘のところもしっかり踏まえながら多面的に進めさせていただきたいと考えております。

○飯澤匡委員 多額の費用が想定される中で、やはり選択肢、ビジョンは絶対に必要だと思うのです。この間の一発目の知事の記者会見では、そういうのには一切触れられなかったし、この間の6月定例会の答弁でも、まさに事務的な答弁に終始しているわけです。補正予算を出すときには、いろいろな選択肢並びに想定されることも我々に示していただかないと、やはり危ないから建て直しですということには帰着はしない。このことをしっかりとやっていただきたいと思います。

もう一つ、2点目です。先週ですか、一関市と岩手県との予算要望会がありました。この10年間、私は一関市側から意見を求められて、必ず言っていることがあるのですが、広域振興局は本庁が議会で答弁していることと全く同じことを言うわけです。これは是正しないと、なぜ出先機関が県要望を現地で聞くのかという、その意味がよくわからない。まさにふるさと振興において、県が現場に寄り添って問題解決をしていこうという姿勢がなければ、広域振興局が存在する意味がないと思うのです。

今回新しい一関市長になって、それから永井県南広域振興局長も4月から赴任したばかりなので、何か新しい考え方が出るのかと思ったら、その中身がやれないことの言い訳でまずひどいのだな。そして県側から地域におもねった態度がほとんど見えなかったのです。部局再編のときも、私は反対して、反対討論までしましたけれども、県南広域振興局体制になって、何か年々劣化しているように思います。これでは幾ら地元の市長たちと県要望を介して意見交換をするにしたら、そういう態度で臨まれたのでは全く

意味がないと思います。再編して2年目ですけれども、広域振興局はいかに県全体の政策を、その実効性を上げるかという、そういう地域におもねった考え方に立っていかないと、ますます自治体との心の距離は離れていくと思います。私は、もう何回も最後にコメントを求められて、ことしは特にひどかったから強い言葉で言いました。やり方を考え直して欲しいと。

私たちは、10月から11月にかけて市町村のヒアリングをするのだけれども、各首長の70%以上が知事との意見交換を望んでいるにもかかわらず、知事が拒否しているかどうかかわからないけれども、一切やっていないですよ。あなた方の答弁では、やっているというのは全体で集めて首長との意見交換会をやったと、そういう実績でやりましたと言っているけれども、自治体の首長はそういうことで推してないのです。かつて、合併前は53市町村だったか、今はもう20も減って、そんなに負担ではないと思います。コロナ禍で行事も少ないですし。なぜやれないのかと、なぜ自治体の声に応えないのかという疑問が首長方にも我々にも増長しているのが現状だと思います。

私は十何年間同じことを言っています、終わりのコメントで。質問をもう一回整理しますと、いずれ現行のやり方ではフラストレーションがたまる一方です。何ら改良されていない。これを解決していないわけですから。このことについて熊谷ふるさと振興部長、どう思っているのか、どういう指示を出しているのか。課題があるとすれば何なのか。

それから、平成19年にこの制度になってから知事の出席に関しては、最初の2回だけでした。2回目は出席したといっても、当時の藤尾県南広域振興局長が、全部仕切ってしまって、知事はほとんど発言しなかった。その翌年からは知事の出席なしと、こういうことになっています。局長から意見を上げる今のやり方が一番合理的だと。年に1回か2回でしょう。私は合理的で妥当なやり方だとはとても思わない。これは知事に直接聞くのでそれはいいです。後で聞きます。その2点について、改良が進んでいない、改善が進んでいない点、その点何回も言っているのだけれども、全然変わらないので、その点についてきちんと答えてください。

○熊谷ふるさと振興部長 広域振興局と市町村の関係についてでございます。広域振興局は、地域経営を行う組織としてつくっております。ある面で県の出先ではありますけれども、市町村の要望、意見を受け入れて、それを本庁にも、広域振興局として必要なものはつなげていく姿勢が私は大事だと思っております。そうした意味で、各広域振興局長とは話しをしているところでございますし、今後とも市町村の立場に立って物を考え、本庁と調整する、そういった役割を担っていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、市町村長と知事の関係でございますけれども、市町村要望につきましては地域の实情、ニーズを把握して、それぞれの地域課題に精通している広域振興局が各自

治体の意向を踏まえて、柔軟に要望を受け付ける場として設定しております。広域振興局長から知事に、広域振興局として重要なもの、それから市町村が一番重視しているものという形で、知事のところで広域振興局長から報告をいただいているところであります。そういった形で全庁的な把握を行いまして、要望を具体的に県政に反映させるように努めてまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 熊谷ふるさと振興部長は、医療局のときもよく話をして、あなたからこういう質の答弁しか出ないということは、やはり別のところに問題があるのだと思います。これは知事に直接聞きますから、きょうはこの辺にとどめておきますけれども、考えてみると、広域振興局だけでなく県庁全体に地域に対する考え方、問題解決に対して本当に寄り添ってやっていく気持ちが、何か随分失せているのではないかと思うのです。確かに予算は厳しいですよ。厳しいけれども、例えばいろいろな国庫補助金であるとか、そういうものを含めて働きかけも一緒に考えたりだとか、こういった工夫や提案すら出てこないのは、庁内的に何か大きな欠陥があるのではないかと。達増県政になって15年になるけれども、何か知らない間に空気がだんだんよどんできて、その結果、本当の意味での県庁への政策要望が単なる形式的な会議で終わってしまって、それを済ませればよいという雰囲気になっている。

だから、ちょうちょうはっし、できない理由を言うのではなくて、これを実現するためには何が足りないのか、では宮城県との連携はこうやったほうがいいのかとか、県庁側から考えていることすら出てこないのは、私は、はっきり申し上げてもう劣化していると思います。以前、私が1期生、2期生のあたりは、いろいろな意見が出てきて、ある意味いい緊張感がありましたよ。全てお金に帰結するだろうと思うけれども、県と市町村は並列で対等な関係だと言うけれども、最近は何か上から目線でそういうことはできませんと、パチーンとドア閉めてしまって、二の句が継げなくなってしまっている。そういう雰囲気になっているのは大問題だと思いますよ。千葉総務部長もよくそこら辺を理解してください。

振り返ってみると、D I Oジャパン問題、これも県が一生懸命やった割には、最終的には結果が悪くて、補助金返還を自治体に押しつけましたよね。この辺りからもう全然、信頼関係が急激に落ちかけていると。その上に立ってこういう県要望も形式的なものになっているとなると、全くやる気がなくなりますよ、自治体は。

最後、千葉総務部長から感想だけ聞いて、あとは知事と直接やります。よろしく願います。

○千葉総務部長 地域に対する考え方、寄り添っているのかということについていろいろお話を伺わせていただきました。この間市議会議長会がありまして、私も参加させていただいて、その会議が終わった後に、黙食した後に、マスクしながらですけども、懇談する機会があったのですけれども、さっきの会議の話、実はこうなんですかなんて聞いた

りしまして、その裏話でありますとか、苦労話などを聞かせていただいて、非常に勉強になるという思いをいたしました。

私も広域振興局を年に何回も回ったり、それからまだコロナ禍で行っていませんけれども、県から市町村に行っている職員のところを訪問しようと思っているのですけれども、その機会を捉えて市町村の方々といろいろ意見交換させていただきたいと思っております。

先ほどの若い職員の話のときにもお話ししましたが、そういったコミュニケーションとか、ふだんのそういった話というのは非常に大事なものでありまして、私たちが気づかなかったところをやはり気づいていただいていると、ある意味先生であるというような形でいろいろお話を伺うのは有効だと思っておりますので、予算と人事を預かる私といたしましては、そういったところを職員にも広げていきたいということで、御指摘がありましたけれども、市町村とは対等な立場でありますので、こちらからも意見を言うと、あちらからもいただくというような形で、忌憚のない意見交換ができる環境を私たちもしっかり心がけていかなければいけないと思います。

○**工藤大輔委員** 県庁舎の関係でお伺いしたいと思います。

県民のイメージからすれば、知事の発言によって、県庁舎は建てかえるという認識になっているのですよね。そういった中で、先ほど千葉総務部長も説明されていましたが、今後 40 年使えるけれども、どうかという観点にはもう意識がないのですよね。やはりあのときの知事の発言が非常に大きくて、先行してしまったと思うのです。

今盛岡市が進めている内丸の将来ビジョンと整合性を取っていかなければならないと思うのですが、その関係の説明はきょうありませんでした。今後盛岡市の進めるスケジュールに合わせて、県としてどのタイミングまでに方向性を決めなければいけないのか、また岩手医科大学附属病院の跡地活用ということを考えるのであれば、いつごろまでに交渉や方向性をまとめなければいけないのか、将来の職員数はどうなっていくのか、DXの説明もあったわけですが、働き方はどうするか、周辺の施設に入っている、県庁の外に置いている部署を入れなければいけないのか、建てかえなければいけないのかといった総合的な判断、情報開示であったり情報提供がすごく少ないと思うのです。

先に耐震診断の予算を 9 月定例会に提案したいと示されても、もっともっと必要なものがあるのではないか、県庁舎のあり方自体は、今後の職員定数がどうなるかによっても、今後の県庁舎の活用においても、もう既に同時進行で進めているべきものではないのかと思うところもあるのです。耐震化の予算をつけて、7 カ月後に耐震結果が出て、それからどうしますか、そこから並行して県庁のあり方を検討しますというのは、違うのではないかと思いますのですが、その辺について説明してください。

○**千葉総務部長** 県庁舎の耐震診断の結果をどのようにするかということでございますけれども、先ほどお話ししましたが、7 カ月間かかるということでございまして、

これはそれまで待つて検討するというのではなくて、これをスタートにと言うと、遅かったという御指摘は重々承知しておりますけれども、先ほどの工藤大輔委員から御指摘のあった職員の体制でありますとか、これは今職員の定年延長の話もありますので、そういったものと同時に今後の職員体制、組織体制がどうあるべきかというものでありますとか、それから計画策定でありますので、中長期の財政見通しなども考えながら同時にやっていかなければいけないと考えております。

それから、今度仮称内丸プランというものを策定するというございまして、それに合わせていかなければいけないということではあります、そちらの動きの細かいところをまだ私も承知しておりませんが、盛岡市と進め方をきちんと合わせていかなければいけないというのはこれからになるかもしれません。まずは7カ月先の耐震診断の結果までに、先ほどの人的体制とか、予算とか、それから県庁舎がどういう機能で、どういう役割を担うべきなのかといったようなものを同時並行的に検討を進めながら、そしてその耐震診断の結果でそれが使えるものなのか、使えないものなのか、そういったようなことも含めて、建てかえ、あるいはそのまま改修して使う、あるいは足りない面積については、今人事委員会とか労働委員会は外にビルを借りていますが、そういった形になるのか、あるいはそうではないのか、そういったところを多角的にこれから検討してまいりたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 盛岡市の内丸ビジョンは、県庁が内丸地区にいることを前提とするか、しないかで、全く方向性が変わってくると思うのです。残りますと言うか、出ますと言うかでは、今後の土地の活用であったり、地域の将来が、ビジョンが変わってくると思います。その辺について、ではいつまでにやらなければいけないとか、今後どのように盛岡市と進めるかということについて、方向性を具体的に示してください。

あと、知事の発言なのですけれども、建てかえという認識でいいのですよね。その方向で今いるわけですが、そのことももう少しはっきりしてください。

○**千葉総務部長** 現時点での県の考え方ですけれども、建てかえるのか、新築するのかというところは決めていないということでもあります。ですので、耐震診断などをやって、科学的に判断したいというのが知事の意向でもありますので、まずはその耐震診断の結果を見てからということでもあります。

仮にですけれども、改修する場合には、ほかのところをあまり考えなくてもいいのかもしれませんが、仮にどこかに建てかえるといった場合に、内丸地区なのか、そうでないのかというところの議論は、正直まだやっておりません。今後盛岡市との関係で、いろいろ検討させていただくことになろうかと思えます。

○**工藤大輔委員** 県が今考えているスケジュールからすれば、7カ月後に補正予算で計上し、通れば耐震診断をし、来年の7月ぐらいには耐震診断が出て、そこからどのぐらいの期間をかけて県庁舎のあり方について検討して、方向性を決めようとするのか、そ

の辺ぐらいは説明できますよね。

○千葉総務部長 例えば11月ぐらいに発注したとすれば、7月ぐらいなのかと思いますけれども、その結果が出るまでに準備しておかなければいけないところと、それから結果を見てから判断しなければいけないというところがあるかと思いますが、その先でどれぐらいのというめどは、今の時点ではまだ着手したばかりでございますので、ここまでというところは、今のところは明言できかねる状況でございます。

○工藤大輔委員 となると、DXを進めれば将来的にこのぐらいの、県庁舎はこのぐらいのスペースが必要だとか、そういったことについては今から同時進行でできるわけだし、耐震結果が出てから総合的に検討し、どのぐらいかかるかわからないけれども、そのような形で進めていくと。要は来年9月、知事選も県議選もあるわけですが、それ以降になってしまうという認識でよろしいですね。

○千葉総務部長 知事選、県議選を挟むかというところまでは、まだ今のところ明言できかねる状況でございます。

○工藤大輔委員 あり方の検討は、そんなに短い期間でできるのですか。実際できないから私は言っているのであって、先に進められるものもあるのではないかというのも再三、先ほど来言っていますが、なかなかそうではないような、少しすっきりしない答弁なのですけれども。実際には大体イメージされていると思うのですよ。標準的にこのぐらいの期間かかると、方向性を決める、このぐらいのスペースが必要だとか、大体このぐらい期間は検討が必要だというのわかるはずなのですけれども、もう既にやっているかと思うのですが、なかなかそれについても答えられないということなのですね。

○千葉総務部長 建物の建て方みたいなものも考えなければいけないというところがありまして、例えば直営で建てるやり方とか、それから民間の方々と合築するとか、あるいは市町村と合築とか、国と合築するやり方なんかもあるのかもしれないけれども、そういった要素みたいなところもあると、すぐ一概に、県でこう行こうと仮に考えても、よそ様のところと関係するようなことがあったりすると、なかなか明言しづらいことでありまして、可能性としてはいろいろこれからも検討してまいりますけれども、今のところは明言できかねるということでございます。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

なお、8月31日に予定しております閉会中の委員会についてであります。さきの委員会において決定いたしましたとおり、線状降水帯予報と防災対策について調査をすることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。